

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

12期

忘れられぬ言葉

1 弁護実務修習

私共、12期4班(25名)の実務修習は、1958年4月の弁護修習から始まりました。私は、第二東京弁護士会の故海野晋吉弁護士の法律事務所に配属となりました。海野弁護士は、戦前から所謂人権派のリーダーの1人として令名が高く、戦後も当時の日本の大企業の顧問弁護士をなさる傍ら、自由人権協会の設立のリーダーでもありました。私が司法修習生として配属された時期は、自ら冤罪事件の弁護などに当っておられました。修習配属直後、海野弁護士が私に「弁護士とは如何にあるべきか」を語って下さった言葉は、今でも私の耳に焼き付いています。「松尾君、弁護士になったら、依頼者に対して絶対に『お金』のこと、『お金が欲しい』とか『いくら欲しい』とか言っちゃいけない。黙って、誠心誠意、良い仕事をしなさい。そういう仕事をしていれば、依頼者は何時か、黙って紅白の水引きのかかった袋(お礼の入っている封筒)を持って来てくれるものです」と言われました。

私自身、1931年生まれで、その当時は貴族、士族、平民という区別があり、履歴書にはそれを書いた時代でした。私は、亡くなった母から、「貴男は侍の子孫だから、お金のことは口にしてはいけない」と厳しく言われ、お正月のお年玉も一回も貰ったことのない生活で育ちました。そのようにして育った私が、1945年5月、東京・原宿の戦災で、親・姉・弟が焼死し、それからとても貧乏しお金に苦勞し、働き乍ら司法試験に合格した後だったものですから、この海野弁護士のお言葉は胸に応えました。

英米法の勉強をしているとき、英国のバリスターの黒のガウンの首のうしろのところ、バリスター自身には見えないところに小さな袋がついていて、バリスターの仕事を見ていたソリシターが、ソリシターなりに評価したお金を弁護士報酬としてバリスターに知らせもせず、



会員 松尾 翼 (12期)

払い込んでいたという故実もあることを知っておりましたので、「成程、弁護士というのは、そういうものか」と納得もしていた時代でした。

時代も変わりました。弁護士委任契約を依頼者と取り交わすよう弁護士職務基本規程(30条)に書かれるようにもなりました。しかし、私は今でも、弁護士業に携わる者にとっての精神論としては、海野弁護士のお言葉が正しいと信じています。

2 検察実務修習

私共、12期4班は、1958年12月からの検察実務修習の前半、取調べ修習期間中に、「司法修習生が、指導担当検事の指揮・監督下にあるとはいえ、直接被疑者の取調べに当るのは憲法違反ではないか?」との疑問を呈示し、さらに進んで、「このままで取調べ修習を続けることは憲法違反になる疑いもあるので、司法修習生としては取調べ修習を拒否すべきだ」との議論をし、これが新聞等を通じて公表されて問題となりました。

東京地方検察庁の修習室で2日間に亘り、深夜12時近くまで私共は真剣に議論し、その結果17名が取調べ修習を拒否し、8名が取調べ修習に賛成しました。当時の東京地方検察庁で、私共の実務指導担当のW検事、Y検事が、私共の間の白熱した議論に終始立ち会って下さったことに感謝をしています。そして、検察教官が、最後に仰った一言は、今でも忘れることができません。とても書くことはできません。慙愧の至りです。

でも、この経験が、それ以後の私の弁護士としての生き方について、「何が最も大切な原則か?」そして「原則に忠実であることを忘れて、例外のみを考えて、拒否と妥協の区別ができないような弁護士になってはいけない」という指針と、「Due process of Law」(法の適正な適用)を弁護士生活の基礎とする人生哲学を、私に植えつけてくれたものと、感謝しています。